

令和 6 年 9 月定例会

県 土 整 備 委 員 会 説 明 資 料

企 業 局

目次

I 提出予定案件	3
1 令和5年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
2 令和5年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
3 令和5年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
4 令和5年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	3
5 徳島県電気事業会計継続費精算報告書について	4
6 令和5年度決算に係る資金不足比率の報告について	5

I 提出予定案件

1 令和５年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和５年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第３２条第２項の規定により処分し、令和５年度徳島県電気事業会計の決算を同法第３０条第４項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

2 令和５年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和５年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第３２条第２項の規定により処分し、令和５年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第３０条第４項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

3 令和５年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和５年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第３２条第２項の規定により処分し、令和５年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第３０条第４項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

4 令和５年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和５年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第３２条第２項の規定により処分し、令和５年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第３０条第４項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

5 徳島県電気事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和3年度徳島県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年割額	左の財源内訳		支 払 義 務 発 生 額	左の財源内訳		年割額 と支払 義務発 生 額 の 差	左の財源内訳	
					営業収益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		営業収益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		営業収益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
1 事業費用	1 営業費用	日 野 谷 発 電 所 3 号 水 車 改 良 電 機 業	3	円 125,663,000	円 125,663,000	円	円 122,389,299	円 122,389,299	円	円 3,273,701	円 3,273,701	円
			4	310,228,000	310,228,000		305,329,505	305,329,505		4,898,495	4,898,495	
			5	25,852,000	25,852,000		24,190,787	24,190,787		1,661,213	1,661,213	
			計	461,743,000	461,743,000		451,909,591	451,909,591		9,833,409	9,833,409	
1 資本的支出	1 建設改良費	日 野 谷 発 電 所 3 号 水 車 改 良 電 機 業	3	105,975,000		105,975,000	105,974,068		105,974,068	932		932
			4	137,544,000		137,544,000	99,914,242		99,914,242	37,629,758		37,629,758
			5	11,462,000		11,462,000	7,742,799		7,742,799	3,719,201		3,719,201
			計	254,981,000		254,981,000	213,631,109		213,631,109	41,349,891		41,349,891

6 令和5年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳島県監査委員
令和6年9月5日

徳島県知事 後藤 正純 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

鹿大福眞古

山西山貝野

公康正浩

弘生啓司司

令和5年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付
され不足比率に団体判、の及の健全化に第2条を提出し第1項のま
さ不足比率に団体判、の及の健全化に第2条を提出し第1項のま

資金不足比率審査意見書

第 1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第 2 審査の対象

令和 5 年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴収並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

今後も経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %	20 %
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20
徳島県流域下水道事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。